

平成 30 年 2 月 22 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 紙製容器包装再商品化実施料金の計算方法

### 1. 前提

再商品化実施料金は、市町村からの引き取り実績報告および再商品化製品利用事業者への販売実績報告等、ジョイントグループの代表事業者から提出される月次実績報告をもとにして、以下の計算方法により算出されます。再商品化実施料金の計算対象となる再商品化数量は、再商品化製品利用事業者への販売実績報告量に基づき、各市町村・組合からの分別基準適合物の引き取り実績報告量を上限として計算されます。

### 2. 再商品化数量

再商品化実施料金の計算対象となる再商品化数量とは、「紙製容器包装の再商品化実績総括報告書」に記載の再商品化製品利用事業者への「再商品化製品販売量合計（容器包装分）」を再商品化率（平成 30 年度は一律 95%）で除した数量とします。

（例）

- ①再商品化製品利用事業者への販売実績量（容器包装分全て）： 9,500kg  
（製紙原料 6,000 kg、固形燃料（容器包装分） 3,500 kg）
- ②再商品化率： 95%
- ③再商品化数量（引き取り換算）  $(① \div ②) = 9,500 \div 0.95 = 10,000\text{kg}$

また、上記再商品化数量は、各市町村・組合からの分別基準適合物の引取量を上限とします。したがって、再商品化実施料金の計算対象数量は、下記ようになります。

- (1) 再商品化数量（引き取り換算）が、市町村・組合からの引取量<sup>注)</sup>より少ない場合  
→再商品化数量（引き取り換算）が、再商品化実施料金の計算対象数量となります。

注) 引取量について

次月の引取量には、市町村・組合からの引取量と再商品化数量（引き取り換算）の差  
＝繰越量 が加算されます。

\* 引取量 = 当月の引取り量 + 前月からの繰越量

- (2) 再商品化数量（引き取り換算）が、市町村・組合からの引取量より多い場合  
→ 引取量が、再商品化実施料金の計算対象数量となります。引取量を超過した

分は、再商品化実施料金の計算対象となりません。この場合、繰越量は0になります。

(注)

複数のジョイントグループの構成事業者となっている再生処理事業者の場合、当月販売量のうち、それぞれのジョイントグループ分の販売量は、オンライン販売実績報告画面の「販売量内訳」で確認することができます。

### 3. 複数の保管施設から引き取りを行う場合の再商品化数量（引き取り換算）の按分

引き取りを行った保管施設が複数の場合、各保管施設の再商品化数量は、当月の再商品化数量（引き取り換算）を保管施設からの引取量（当月引き取り量＋前月繰越量）に応じて按分します。

(例)

- ①A保管施設からの当月引取量＋前月繰越量（A保管施設分）＝3,000kg
- ②担当する全ての保管施設からの当月引取総量＋前月繰越総量＝15,000kg
- ③再商品化数量（前頁2.をご参照）＝10,000kg
- ④A保管施設の再商品化数量按分比率＝（①÷②）＝3,000÷15,000＝0.2
- ⑤A保管施設の当月再商品化数量＝（③×④）＝2,000kg
- ⑥A保管施設分の当月繰越量＝（①－⑤）＝1,000kg

### 4. 単価

単価は、再商品化実施契約書に記載された保管施設ごとの単価です。

### 5. 再商品化実施料金

上記3. で計算された保管施設ごとの再商品化数量に、上記4. の単価を乗じたものが保管施設ごとの再商品化実施料金となり、これを合計したものが貴ジョイントグループへの再商品化実施料金となります。貴ジョイントグループの再商品化実施料金が正数（プラス）の場合は当協会より貴ジョイントへの支払い、負数（マイナス）の場合は貴ジョイントグループより当協会への支払いとなります。

なお、委託単価には消費税が含まれません。したがって、再商品化実施料金のお支払いにあたって、委託単価が逆有償の場合は消費税率（8%）を乗じた金額をお支払いいたします。また、委託単価が有償の場合には、消費税率を乗じた金額をご請求させていただきます。

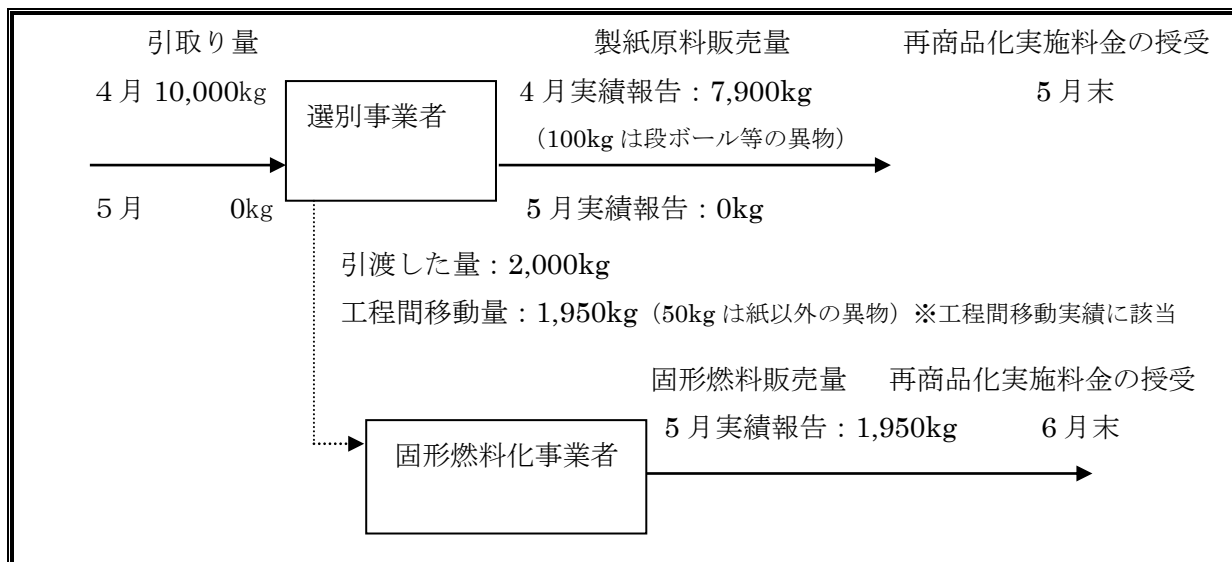
以上

[再商品化実施料金に関する留意点]

選別事業者と固形燃料化事業者など、同一ジョイントグループ内の複数の再生処理事業者間で、タイムラグ等の事由により再商品化製品販売実績報告月が異なる場合に、再商品化実施料金の授受について下記のような状況が生じることがありますので、ご留意いただきますようお願い致します。

(事例)

選別事業者が4月に引取った分別基準適合物について、選別事業者からの製紙原料販売実績が4月に報告されるのに対し、固形燃料化事業者からの販売実績報告が5月に挙がってくる場合の考え方



上記において、

4月の再商品化実施料金の計算対象数量:  $7,900\text{kg} \div 0.95 = 8,316\text{kg}$

繰越量 :  $10,000\text{kg} - 8,316\text{kg} = 1,684\text{kg}$

5月の再商品化実施料金の計算対象数量:

$1,950\text{kg} \div 0.95 = 2,053\text{kg}$  (引き取り換算) に対して、1,684kg となります。

(支払対象量は小数点以下 四捨五入)

引取り量 10,000kg に対し、再商品化製品販売量が 9,850kg のとき、再商品化数量 (引き取り換算) は 10,369kg となりますが、再商品化実施料金の計算対象数量は、上限 (引取り量) の 10,000kg となります。

また、上記の場合のジョイント内での費用の配分については、ジョイントグループ内で取り決めていただきますようお願いいたします。

以上